

加東市国民保護計画の変更案（概要）

国が定める「国民の保護に関する基本指針」の変更及び「兵庫県国民保護計画」の変更等を踏まえ、標記の追加及び変更等の必要が生じたため、加東市国民保護計画の一部を変更するものです。

1 国の定める「国民の保護に関する基本方針」及び「兵庫県国民保護計画」の変更等に伴うもの

（1）指定地方公共機関等の名称の変更等

- ①国民保護法の規定に基づき、平成27年度に新規指定された指定地方公共機関等の名称を変更、追加及び削除
- ②指定公共機関の合併及び変更等に伴い、指定公共機関の名称を変更、追加
- ③原子力規制委員会設置法の施行並びに原子力災害対策特別措置法及び防災基本計画の改正などに伴い、指定行政機関等の名称を変更

（2）平和安全法制の整備による事態対処法の名称変更等

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の名称が変更されたこと及び同法の条項ずれによる変更

（3）武力攻撃原子力災害時等の措置事項（国の基本指針の変更）

核攻撃等においては、避難住民等の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要があることを追加

（4）国・県の現地対策本部との連携（国の基本指針の変更）

国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当協議会に参加し、国民保護措置に関する情報を交換するとともに、相互に協力するものとすることを追加

（5）避難住民の誘導の項目の追加（県の計画の変更）

大規模集客施設等における滞在者の避難について追加

（6）避難に当たって留意すべき事項の追加

- ①事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）に相当する地域と同様の措置（まずは屋内退避を指示するとともに、そ

の後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。) を指示すること。

②屋内退避については、コンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意すること。

(7) その他、県の計画変更等に伴う文言の修正

2 現行の加東市の体制等との整合性を図るもの

(1) 災害時応援協定等の時点修正

(2) 防災行政無線の整備に伴う文言の追加、修正

(3) 機構改革に伴う組織及び事務分掌の変更

3 その他

(1) 各機関の名称変更による変更

(2) 人口等の統計資料の時点修正